

肥料登録関係手引  
(普通肥料編)

静岡県経済産業部農業局 食と農の振興課



# 1 普通肥料の登録と義務

## 1-1 普通肥料の登録

登録を必要とする普通肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年5月1日法律第 127 号以下「法」という。)第 3 条に基づき、農林水産大臣がその種類ごとに定める「公定規格(昭和 61 年2月 22 日農林水産省告示第 284 号)」に定められた普通肥料です。

## 1-2 登録に関する義務

- (1) 公定規格に定められた普通肥料を業として生産又は輸入しようとする場合は、その銘柄ごと  
(※) に農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けることが義務づけられています。(法第4 条)  
※ 銘柄を構成する要件は、「肥料の名称」、「保証成分量」及び「その他の規格」が含まれ、そ の一つが異なっても別銘柄とします。
- (2) 公定規格に定められていない普通肥料を業として生産又は輸入しようとする場合は、その銘柄 ごとに農林水産大臣の仮登録を受けることが義務づけられています。(法第5条)
- (3) 農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けた後、次にあげる事項について、各条文により義 務づけられています。

| 内 容                    | 該当ページ    |
|------------------------|----------|
| 登録有効期間の更新申請(法第 12 条)   | 17 ページ参照 |
| 登録事項等の変更に伴う届出(法第 13 条) | 20 ページ参照 |
| 登録の失効に伴う届出(法第 15 条)    | 23 ページ参照 |
| 保証票の添付(法第 17 条)        | 14 ページ参照 |

## 1-3 静岡県知事が登録する普通肥料

(1) 静岡県知事が登録する普通肥料は、原則として次の項目にすべて該当するものです。必要書類等を用意し、静岡県知事あてに申請してください。

- ① 静岡県内の肥料生産工場で生産する普通肥料
- ② 公定規格に定めた普通肥料のうちの「有機質肥料（動植物質のものに限る。）」、「石灰質肥料」、「菌体肥料（化学的製法によらないものに限る。）」に該当する肥料
- ③ 都道府県を越えない区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会、地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会（以下、「農業協同組合等」という。）が生産する、公定規格に定めた普通肥料のうちの「複合肥料」に該当する「配合肥料」

(2) 提出された申請書等を審査（検査）し、公定規格に適合していることが確認できましたら登録のうえ、申請者に「登録証」を交付します。

(3) 同じ銘柄の普通肥料であっても、**静岡県外で生産する場合は、肥料生産工場が所在する都道府県知事ごとに登録を受ける**ことになっています。各都道府県の窓口へ確認の上、申請手続きを行ってください。

(4) **外国生産の普通肥料を輸入する場合は、全て農林水産大臣登録**となります。（法第 33 条の 4）

## 2 登録申請の手続きについて

### (1) 提出先（提出方法：持参もしくは郵送）

| 提出物  | 提出先   |
|------|---|
| 申請書類 | 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号<br>静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班<br>(TEL:054-221-2689・2749) |
| 見本肥料 | 〒438-0803 静岡県磐田市富丘678-1<br>静岡県 農林技術研究所 栄養・機能性科 (TEL:0538-36-1556)                   |

### (2) 申請に必要な書類等

| 提出書類等   | 部数等     | 備 考   |
|---|---------|---|
| <b>◇共通に必要な書類等</b>                               |         |   |
| 肥料登録申請書（別添様式第1号）                                | 2部      | ・詳細は7～10ページ参照                                 |
| 生産工場等の案内図                                       | 2部      | ・駅や主要幹線道路からの地図                                |
| 肥料成分分析証明書                                       | 2部      | ・詳細は11ページ参照                                   |
| 見本肥料  | 500g    | ・登録1件につき1検体<br>・静岡県農林技術研究所へ肥料登録申請書（写）を添えて提出する |
| 静岡県収入証紙   | 35,000円 |   |
| <b>◇初めて届出する場合に必要な書類</b>                         |         |   |
| （法人の場合）登記事項証明書                                  | 1部      | ・住民票は個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ※コピーでも可             |
| （個人の場合）住民票                                      |         |   |
| <b>◇公定規格で「含有を許される有害成分の最大量」が決められている肥料を申請する場合</b> |         |   |
| 有害成分分析証明書                                       | 2部      | ・詳細は11ページ参照<br>・肥料成分分析証明書とまとめて1枚でも可           |
| <b>◇乾燥菌体肥料を申請する場合</b>                           |         |   |
| 植物に対する害に関する栽培試験成績書                              | 2部      | ・詳細は11ページ参照                                   |
| <b>◇混合有機質肥料や配合肥料など登録肥料を混ぜて生産する肥料を申請する場合</b>     |         |   |
| 原料となる肥料の登録証の写し                                  | 2部      | ・保証票でも代替可                                     |
| <b>◇生産設備を借りて生産する場合に必要な書類</b>                    |         |   |

|   |     |  |
|---|-----|--|
| 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書<br>(別添様式第 20 号)        | 2 部 | ・届出者が賃借契約にもとづき生産する事業場を借りて生産する(届出者側の生産管理者を借りた事業場に置く必要がある) |
| 賃貸借等契約書の写し                                    | 2 部 |  |
| <b>◇委託して生産を行う場合に必要な書類</b>                     |     |  |
| 委託による肥料の生産に関する届出書<br>(別添様式第 27 号)             | 2 部 | ・委託契約にもとづく生産委託(届出者側の生産管理者を借りた事業場に置く必要はない)                |
| 委託生産契約書の写し                                    | 2 部 |  |
| <b>◇牛の部位を原料とする場合、牛由来の原料を使用する場合(12 ページ参照)</b>  |     |  |
| <b>◇豚・馬・家きん等に由来する肉骨粉類等を使用する場合</b>             |     |  |
| 大臣確認書の写し<br>豚・馬・家きん及び海産ほ乳動物由来<br>肉骨粉等適合確認書の写し | 2 部 | ・その他大臣確認を受けていることが分かる書類で代替したい場合は御相談ください                   |

※ 提出書類について

- ・ 2 部提出されたうちの 1 部は、副本として返却します。
- ・ **申請書の用紙は「静岡県のホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。**
- ・ 個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』(平成 20 年 4 月 1 日施行)により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることが出来ます。
- ・ 一度に複数の銘柄を申請する場合は、登録する銘柄 1 件につき 35,000 円ずつの静岡県収入証紙を用意してください。

例：登録する銘柄が 2 件の場合

正：35,000 円分の静岡県収入証紙を 2 組

誤：70,000 円分の静岡県収入証紙を 1 組

- ・ 静岡県収入証紙は、県庁(本館 1 階売店、西館 5 階食品衛生協会)、県総合庁舎、市町役場及び保健所等で取り扱っています。
- ・ 必要書類等が全て揃った時点で受け付けますので、記入漏れや書類不備がないようにしてください。

### (3) 提出書類の説明

#### 肥料登録申請書

##### ① 氏名

- ・ 届出者が法人の場合は、登記されている社名及び代表者の氏名を記入してください。

##### ② 住所

- ・ 届出者が法人の場合は、**登記されている本社の住所**を記入してください。
- ・ 届出者が個人の場合は、**住民票に記載されている住所**を記入してください。

##### ③ 肥料の種類

- ・ 該当する公定規格の肥料の種類欄に記載されている肥料の種類を記入してください。(例：魚かす粉末、混合有機質肥料 など)

##### ④ 肥料の名称 (10ページ参照)

- ・ 申請者が決めた肥料の名称 (商品名) を記入します。
- ・ ただし、主成分又はその効果に関して誤解を生ずるおそれがある名称は使用できません。

##### ⑤ 保証成分量

- ・ 保証成分量は、肥料が含有しているものとして保証する主成分の最小量を重量割合 (%) で表すものです。
- ・ 登録申請する普通肥料の保証成分量は、公定規格で肥料の種類別に定められている「含有すべき主成分の最小量」以上で、添付する『肥料成分分析証明書』の分析値を超えない範囲の数値を記入してください。
- ・ 肥料成分分析証明書の分析値と保証しようとする成分との差が、あまり大きくなならないようにしてください。
- ・ 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量」の欄に記載されている数値の桁数としてください。
- ・ 保証できる主成分は、公定規格で肥料の種類ごとに定められており、それ以外の主成分を保証することはできません。

## ⑥ その他の公定規格

- ・ その他の規格とは、公定規格の「含有を許される有害成分の最大量」と「その他の制限事項」の欄に記載されている規格のことです。
- ・ 申請書への記入文例については、次にあげる一覧表を参考に記入してください。

※ 記入文例一覧表

| 該当する肥料の種類   | 記入文例                                |
|---|-------------------------------------|
| とうもろこし浸漬液肥料   | 含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり           |
| 肉かす粉末 肉骨粉 蒸製てい角粉<br>蒸製てい角骨粉 蒸製毛粉 乾血及びその粉末<br>生骨粉 蒸製骨粉 蒸製皮革粉<br>たばこくず肥料粉末 食品残さ加工肥料 炭酸カルシウム肥料 | その他の制限事項は、公定規格のとおり                  |
| 加工家きんぶん肥料 混合有機質肥料 魚廃物加工肥料<br>乾燥菌体肥料 副産動植物質肥料 副産石灰肥料<br>混合石灰肥料 配合肥料 菌体肥料                     | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり |
| 上記以外  | 該当なし                                |

## ⑦ 生産する事業場の名称及び所在地

- ・ 静岡県内にある生産事業場の名称及び所在地を必ず記入してください。
- ・ 生産する事業場が2箇所以上ある場合は、静岡県内全ての事業場を記入してください。
- ・ 届け出る肥料の生産に関係のない事業場については、記入する必要はありません。

## ⑧ 保管する施設の所在地

- ・ 保管する施設については、所在地の記入のみでよく、施設の名称等は必要ありません。
- ・ 生産する事業場と同じであっても、必ず記入してください。

## ⑨ 植物に対する害に関する栽培試験の成績

- ・ 公定規格の「その他の制限事項」の欄に、植害試験の成績の提出が義務付けられている肥料の申請のみ成績書を添付します。(県登録肥料では、乾燥菌体肥料及び菌体肥料)



⑩ 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項

- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号は以下のとおりです。

| 各号 | 内 容           | 記 載 例                       |
|----|---------------|-----------------------------|
| 1号 | 生産工程の概要を要するもの | ※ 1 に該当する場合は生産工程の概要を記載      |
| 2号 | 汚泥肥料のみ該当      | 県登録では該当なし                   |
| 3号 | 材料を使用するもの     | ※ 2 に該当する場合は材料の種類・名称・使用量を記載 |
| 4号 | 仮登録肥料のみ該当     | 県登録では該当なし                   |

※ 1 に該当する次の種類の肥料は、生産工程の概要（フローチャート）を添付もしくは記載してください。

|                                     |          |           |
|-------------------------------------|----------|-----------|
| 肉かす粉末                               | 肉骨粉      | 蒸製てい角粉    |
| 蒸製てい角骨粉                             | 蒸製毛粉     | 乾血及びその粉末  |
| 生骨粉                                 | 蒸製骨粉     | 蒸製皮革粉     |
| とうもろこし浸漬液肥料                         | 乾燥菌体肥料   | 加工家きんふん肥料 |
| 魚廃物加工肥料                             | 食品残さ加工肥料 | 副産動植物質肥料  |
| 混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。） |          |           |
| 生石灰                                 | 消石灰      | 炭酸カルシウム肥料 |
| 貝化石肥料                               | 副産石灰肥料   | 混合石灰肥料    |
| 菌体肥料                                |          |           |

※ 2 に該当する材料は次の効果を持つ材料を指します。

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗、悪臭を防止する材料</li> <li>・ 粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵、効果の発現を促進する材料</li> <li>・ 着色する材料</li> <li>・ その土壌中における分散を促進する材料、反応を緩和する材料</li> <li>・ 若しくは硝酸化成を抑制する材料</li> <li>・ 農林水産大臣が指定する摂取の防止に効果があると認められる材料</li> </ul> |
|--|

## 【参考】 肥料の名称（商品名）の考え方 （法第 26 条第 2 項（虚偽の宣伝等の禁止）関係）

肥料の名称（商品名）を決めるにあたっての一般的な考え方は、次のとおりです（59 農蚕第 1943 号農林水産省農蚕園芸局長通達）。

1. 同一の生産業者は、**保証する主成分の種類又は保証成分量が異なる肥料ごとにそれぞれ別の名称をつける**。また、保証する主成分の種類又は保証成分量が同じであっても、その登録先又は届出先が農林水産大臣と都道府県知事分かれるもの又は登録肥料と指定配合肥料に分かれるものについては、それぞれ別の名称をつける。
2. ふりがな付き又は図案入りの肥料の名称は認めない。
3. 肥料の名称中に「**高度**」の文句を使用する場合は、窒素、りん酸又は加里のいずれか 2 以上についてそれぞれ最も大きい主成分の量の合計量が 30% 以上の場合に限る。
4. 静岡県標準複合肥料以外の名称中に「**静岡県**」、「**標準**」、「**基準**」、「**奨励**」等の**静岡県標準複合肥料と紛らわしい文字**を使用することは認めない。
5. 肥料の名称中に「**完全**」等の文句を使用する場合は、窒素、りん酸及び加里の 3 成分の全てを保証する場合に限る。
6. 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、その種類のいかんを問わず「有機入り」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を 0.2% 以上含有する場合に限る。
7. 肥料の名称に他の肥料の種類を使用することはできない。
8. 肥料の名称を「**りん安**」又は「**りん酸アンモニア**」とする場合は、 $\text{NH}_4\text{H}_2\text{PO}_4$  及び  $(\text{NH}_4)_2\text{HPO}_4$  の含有量が 70% 以上のものに限る。また、「**りん酸一アンモニア**」又は「**りん酸二アンモニア**」とする場合は、それぞれの化学物質の含有率が 90% 以上のものに限る。
9. 肥料の名称中に原料名を使用する場合は、燐安、硫燐安、尿素燐安、塩燐安、燐燐安、硝酸加里等の場合を除き、原則として公定規格に定める肥料の種類を使用しなければならない。
10. 肥料の名称に商標を付することは差し支えない。ただし、その商標が、文字をなさない記号のようなもの（例：Ⓜ等）は使ってはならない。
11. 肥料の名称に委託者の商標又は申請者の商号、会社名を付すことは差し支えないが、委託者の商標等を付す場合には、法第 24 条第 2 項（不正使用の禁止）との関連があるため、登録申請の際には注意する。

## 各分析証明書（試験成績書）

(1) 各分析証明書（試験成績書）は、登録申請する普通肥料の内容が「公定規格」に適合しているか判断するために必要です。不備がないように必ず添付してください。

(2) 各分析証明書（試験成績書）は、「計量証明事業所」が作成する分析証明書又はそれに類するものとし、次にあげる分析方法に基づき分析されたものに限りです。

| 各分析証明書              | 分析方法  |
|---------------------|---|
| 肥料成分分析証明書・有害成分分析証明書 | 肥料等試験法（独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める）                          |
| 植物に対する害に関する栽培試験成績書  | 植物に対する害に関する栽培試験の方法<br>(昭和 59 年4月 18 日農水省通達 59 農蚕第 1943 号) |

(3) 添付する分析証明書（試験成績書）及び各分析項目は、次のとおりです。

| 各分析証明書             | 分析項目   |
|--------------------|--|
| 肥料成分分析証明書          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公定規格で肥料の種類別に定められている含有すべき主成分</li> <li>・ 含水量</li> </ul> |
| 有害成分分析証明書          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公定規格で肥料の種類別に定められている含有を許される有害成分</li> </ul>             |
| 植物に対する害に関する栽培試験成績書 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公定規格で肥料の種類別に定められているその他の制限事項に記載のあるもの</li> </ul>        |

## 【参考】牛由来の肉骨粉等の肥料利用について

肥料への利用を停止していた牛由来の肉骨粉は一定の処理をしたものについては、平成26年1月4日より利用が再開されました。牛由来の肉かす等の肥料についても、平成26年10月1日より利用が再開されました。

また、平成30年4月5日から、管理措置が必要である牛由来の原料から、牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンが除かれました。

### (1)肉骨粉等として利用できる牛の部位

| 混合していないか確認される牛の部位   | 30月齢以下 | 30月齢超 |
|---|--------|-------|
| 扁桃を除く頭部（舌及び頬肉を除く。）及び脊髄  | ○      | ×     |
| 脊柱（背根神経節を含み頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。） | ○      | ×     |
| 扁桃及び回腸（盲腸と接続部分から2メートルまでの部分に限る。）                                   | ×      | ×     |
| と畜場法第14条の検査の結果、疾病が認められた牛の全ての部位                                    | ×      | ×     |
| 死亡牛の全ての部位   | ×      | ×     |
| 上記以外（括弧内で除かれているものを含む。）  | ○      | ○     |

※ 牛の部位が適切に利用されているか大臣確認（独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる）を受ける必要があります。

## (2)肉骨粉等に必要な管理措置

牛由来の原料を原料とする肥料は、家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防する措置として、摂取防止措置又は原料加工措置、肥料の原料の流通行程を管理するための措置等の管理措置を行わなければなりません。

### ① 摂取防止措置

- ・ 農林水産大臣が指定する摂取防止材を使用する
- ・ 化学肥料等（副産物原料から生産されたもの以外及び有機質原料以外の原料）を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する
- ・ 動植物質以外の原料で被覆する

### ② 原料加工措置（加工工程が製造基準に適合しているか大臣確認を受ける必要があります）

- ・ 空気を遮断し、800℃以上で8時間以上過熱
- ・ 空気を流通させ、1,000℃以上で燃焼
- ・ 1,000℃以上で溶融
- ・ アルカリ処理（水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合して85℃以上で1時間以上行う処理で、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの濃度が2.3mol/L以上のものに限る。）
- ・ 133℃以上及び3気圧以上で20分間以上蒸製
- ・ 次に掲げる工程の全てを経て処理する方法又はこれと同等以上の感染性を低下させる方法
  - イ 脱脂
  - ロ 酸による脱灰
  - ハ 酸処理又はアルカリ処理
  - ニ ろ過
  - ホ 摂氏138度以上で4秒間以上の殺菌処理

### ③ 供給管理票による措置

- ・ 牛由来の原料を原料として生産する肥料において、摂取防止措置又は原料加工措置が行われるまでの間、供給管理票により肥料の原料の流通行程を管理します。

### 3 登録証について

- (1) 肥料の登録後、申請者に「登録証」が交付されます。
- (2) 交付された「登録証」は、申請した普通肥料が登録されたことを証明するとともに、登録有効期間の更新等の手続きに必要です。大切に保管してください。
- (3) 万が一「登録証」を紛失又は汚損したときは、速やかに「肥料登録証再交付申請書（別添様式第7号）」を静岡県知事あてに申請してください。（22 ページ参照）
- (4) 「登録証」の記載内容に変更が生じた場合は、各肥料登録証の書替交付の申請が必要です。静岡県知事あてに申請してください。（20 ページ参照）

### 4 保証票の添付について（様式 15 ページ参照）

登録を受けた肥料を生産し、販売する時は、肥料の容器又は包装の外部に、次にあげる事項を記載した「保証票」を付さなければなりません。（法第 17 条）

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ① 生産業者保証票という文字 | ② 肥料の種類及び名称       |
| ③ 保証成分量        | ④ 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
| ⑤ 生産した年月日      | ⑥ 生産した事業所の名称及び所在地 |
| ⑦ 正味重量         | ⑧ 登録番号            |

- (1) 「保証票」は大きさなどの様式が定められています。「別添様式第 21 号」により作成してください。（規則第 11 条）
- (2) 原料の種類及び材料の種類、名称及び使用量について記載してください。（昭和 59 年 3 月 16 日農林水産省告示第 700 号）
- (3) 肥料の品質の確保等に関する法律第 21 条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令（昭和 59 年 3 月 30 日静岡県告示第 324 号）に基づく表示は、保証票の枠外に記載してください。（16 ページ参照）

別添様式第21号

※ 県知事から登録を受けた肥料を生産する業者は、肥料の容器又は包装の外部に次のように保証票を付してください。

|   |        |
|---|--------|
| ○   | 2 cm以上 |
| 生産業者保証票   |        |
| 登録番号 静岡県登録 第 号<br>肥料の種類<br>肥料の名称<br>保証成分量 (%)<br>原料の種類<br>材料の種類、名称及び使用量<br>混入した物の名称及び混入割合 (%)<br>正味重量<br>生産した年月<br>生産業者の氏名又は名称及び住所<br>生産した事業場の名称及び所在地 |        |

備考

- 保証票には、日本産業規格Z 8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 保証票を容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、様式中最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の文字及び数字の大きさは、適宜のものとする。
- 原料の種類の記事は、農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 材料の種類、名称及び使用量の記載は、農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣が定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。
- 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 混入した物の名称及び混入割合の記載は、法第25条ただし書の規定により異物を混入した場合に限る。
- 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

次の表の第一欄に掲げる普通肥料の生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個)に次の表の第二欄に掲げる表示事項を表示することになっています。

| 第一欄   | 第二欄  |
|---|--|
| 1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料(原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。)  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないで下さい。</p> </div>   |
| 2 たばこくずが原料として使用された普通肥料  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、たばこくず(粉末)が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。</p> </div>  |
| 3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使用しないで下さい。</p> </div>  |
| 4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p> </div>  |
| 5 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済みゼラチン等以外のものをいう。)が原料として使用された普通肥料(6に掲げるものを除く。) | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> </div>  |
| 6 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p> </div>  |
| 7 被覆窒素肥料、被覆りん酸肥料、被覆加里肥料、被覆複合肥料、被覆苦土肥料及びこれらが原料として使用された肥料   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この肥料には、被覆原料として〇〇が使用されています。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto; margin-top: 5px;"> <p>被覆原料：〇〇</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto; margin-top: 5px;"> <p>〇〇コーティング肥料</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">(注) 上記のいずれかにより表示すること。<br/>また、〇〇には、被覆原料を硫黄、プラスチック等最も一般的な名称をもって記載すること。</p> |



## 5 登録有効期間の更新に伴う手続き

登録された普通肥料の有効期間は、原則として3年間(法第12条)、規則第7条の2で定められたものは6年間となります(24ページ参照)。登録有効期間は、申請により更新できます(法第12条)。

### (1)申請の時期

有効期間の満了30日前までに静岡県知事に申請してください(規則第8条)。

### (2)提出先(提出方法:郵送もしくは持参)

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班 (TEL:054-221-2689・2749)

### (3)申請に必要な書類等

| 提出書類等                                       | 部数等    | 備考                                     |
|---|--------|--|
| <b>◇共通に必要な書類等</b>                           |        |  |
| 肥料登録有効期間更新申請書<br>(別添様式第2号)                  | 2部     | ・詳細は19ページ参照                            |
| 登録証(原本)                                     | 1部     | ・写しは不可                                 |
| 静岡県収入証紙                                     | 7,100円 |  |
| <b>◇施行規則第4条1号に該当する肥料(9ページ参照)</b>            |        |  |
| 生産工程図                                       | 2部     | ・登録申請と同じ                               |
| <b>◇牛の部位を原料とする場合、牛由来の原料を使用する場合(12ページ参照)</b> |        |  |
| <b>◇豚・馬・家きん等に由来する肉骨粉類等を使用する場合</b>           |        |  |
| 大臣確認書の写し                                    | 2部     | ・その他大臣確認を受けていることが分かる書類で代替したい場合は御相談ください |

※ 提出書類について

- ・ 2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・ 申請書の用紙は「静岡県のホームページ→『申請書ダウンロードサービス』から取り出すことができます。
- ・ 個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』(平成20年4月1日施行)により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることが出来ます。
- ・ 一度に複数の銘柄を申請する場合は、登録する銘柄1件につき7,100円ずつの静岡県収入証紙を用意してください。

例：更新する銘柄が2件の場合

正：7,100円分の静岡県収入証紙を2組

誤：14,200円分の静岡県収入証紙を1組

- ・ 静岡県収入証紙は、県庁（本館1階売店、西館5階食品衛生協会）、県総合庁舎、市町役場及び保健所等で取り扱っています。
- ・ 必要書類等が全て揃った時点で受け付けますので、記入漏れや書類不備がないようにしてください。

## (4) 提出書類の説明

### 肥料登録有効期間更新申請書

#### ① 氏名

- ・ 届出者が法人の場合は、登記されている社名及び代表者の氏名を記入してください。

#### ② 住所

- ・ 届出者が法人の場合は、**登記されている本社の住所**を記入してください。
- ・ 届出者が個人の場合は、**住民票に記載されている住所**を記入してください。

#### ③ 登録番号、登録年月日

- ・ 「登録証」に記載されている登録番号と登録年月日を記入してください。

#### ④ 肥料の種類、肥料の名称

- ・ 「登録証」に記載されている肥料の種類と肥料の名称を記入してください。

#### ⑤ 保証成分量及びその他の規格

- ・ 「登録証」に記載されている保証成分量とその他の規格を記入してください。

#### ⑥ 生産する事業場の名称及び所在地

- ・ 静岡県内にある生産事業場の名称及び所在地を必ず記入してください。
- ・ 生産する事業場が2箇所以上ある場合は、静岡県内全ての事業場を記入してください。
- ・ 届け出る肥料の生産に関係のない事業場については、記入する必要はありません。

#### ⑦ 保管する施設の所在地

- ・ 保管する施設については、所在地の記入のみでよく、施設の名称等は必要ありません。
- ・ 生産する事業場と同じであっても、必ず記入してください。

#### ⑧ 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第3号に掲げる事項（9ページ参照）

- ・ 登録を申請したときに添付（記入）した生産工程の概要（フローチャート）等を添付（記入）してください。

## 6 登録事項変更等に伴う手続き

### 6-1 登録事項の変更等に伴う申請又は届出義務(法第13条関係)

登録した普通肥料の内容について、次にあげる事項の変更が生じたときは、届出の義務があります。静岡県知事あてに届け出てください。

- ① 氏名又は住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- ② 生産業者にあつては生産する事業場の名称又は所在地
- ③ 保管する施設の所在地

次にあげる事項の変更が生じたときは、登録証の書替えが必要となることから書替交付申請の義務があります。静岡県知事あてに申請してください。

- ④ 上の①～③にあげる変更に伴い、登録証の記載事項に変更が生じたとき
- ⑤ 相続又は法人の合併若しくは分割により登録を受けた者の地位を承継したとき
- ⑥ 登録した普通肥料の名称を変更するとき

#### (1) 手続きの時期

変更した日から2週間以内に手続きを行ってください。

#### (2) 提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班（TEL:054-221-2689・2749）

#### (3) 手続きに必要な書類等

申請又は届出の様式及び必要となる添付資料は、その内容によって異なります。次の一覧表を参考にしてください。

a 「登録証」の書替を伴わない変更

| 提出書類等              | 部数等 | 備考   |
|--------------------|-----|--|
| 肥料登録事項変更届（別添様式第3号） | 2部  |  |
| （法人の場合）登記事項証明書     | 1部  | ・住民票は個人番号（マイナンバー）の記載の <u>ないもの</u><br>※コピー可 |
| （個人の場合）住民票         |     |  |

b 「登録証」の書替を伴う変更

| 提出書類等                                       | 部数等 | 備考   |
|---|-----|--|
| 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書（別添様式第4号） | 2部  |  |
| 登録証（原本）                                     | 1部  | ・写しは不可                                     |
| （法人の場合）登記事項証明書                              | 1部  | ・住民票は個人番号（マイナンバー）の記載の <u>ないもの</u><br>※コピー可 |
| （個人の場合）住民票                                  |     |  |

c 相続又は法人の合併により登録を受けたものの地位を承継した場合

| 提出書類等                           | 部数等 | 備考   |
|---------------------------------|-----|--|
| 相続（合併）に基づく肥料登録証書替交付申請書（別添様式第5号） | 2部  |  |
| 登録証（原本）                         | 1部  | ・写しは不可                                     |
| （法人の場合）登記事項証明書                  | 1部  | ・住民票は個人番号（マイナンバー）の記載の <u>ないもの</u><br>※コピー可 |
| （個人の場合）住民票                      |     |  |

d 登録した普通肥料の名称変更

| 提出書類等                           | 部数等 | 備考     |
|---------------------------------|-----|--------|
| 肥料名称変更に基づく肥料登録証書替交付申請書（別添様式第6号） | 2部  |        |
| 登録証                             | 1部  | ・写しは不可 |

※ 提出書類について

- ・ 2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・ 申請書の用紙は「静岡県のホームページ→『申請書ダウンロードサービス』」から取り出すことができます。
- ・ 個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』(平成20年4月1日施行)により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることが出来ます。
- ・ 必要書類等が全て揃った時点で受け付けますので、記入漏れや書類不備がないようにしてください。

## 6-2 登録証を紛失・汚損したとき

万が一「登録証」を紛失又は汚損したときは、「登録証」の再交付を受ける義務があるので、速やかに静岡県知事あてに申請してください。

### (1) 手続きの時期

速やかに手続きを行ってください。

### (2) 提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班（TEL:054-221-2689・2749）

### (3) 手続きに必要な書類等

| 提出書類等                    | 部数等 | 備考           |
|--------------------------|-----|--------------|
| 肥料登録証再交付申請書<br>(別添様式第7号) | 2   |              |
| 理由書                      | 1   | ・ 紛失又は汚損した理由 |

※ 提出書類について

- ・ 2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・ 申請書の用紙は「静岡県のホームページ→『申請書ダウンロードサービス』」から取り出すことができます。

## 7 登録失効に伴う手続き

### 登録の失効と届出義務 (法第 14、15 条関係)

次にあげる事項に該当する場合は、登録はその効力を失います。

登録が失効したときは、届出の義務がありますので、速やかに登録証を添えて、効力を失った理由及びその年月日を静岡県知事あてに届け出てください。

- ① 法第 12 条第 2 項の規定による更新申請の手続きをせず、その有効期間が満了したとき
- ② 登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が完了したとき
- ③ 登録を受けた者が当該肥料の生産事業を廃止したとき
- ④ 静岡県知事に登録をした生産業者が、当該肥料を生産する事業場を他の都道府県に移転したとき
- ⑤ 当該肥料の保証成分量又は登録証に記載されたその他の規格を変更したとき

#### (1) 手続きの時期

速やかに手続きを行ってください。

#### (2) 提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班（TEL:054-221-2689・2749）

#### (3) 手続きに必要な書類等

| 提出書類等              | 部数等 | 備考     |
|--------------------|-----|--------|
| 肥料登録失効届（別添様式第 8 号） | 2   |        |
| 登録証                | 1   | ・写しは不可 |

※ 届出書の用紙は「静岡県のホームページ」→『申請書ダウンロードサービス』から取り出すことができます。

## 8 公定規格

### 8-1 公定規格について（都道府県登録のみ抜粋）

（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号 最終改正 令和3年6月14日農林水産省告示第1010号施行令和3年12月1日）

#### 四 有機質肥料(動植物質のものに限る。)

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

| 肥料の種類      | 含有すべき主成分の最小量(%)   | 含有を許される有害成分 | その他の制限事項   |
|------------|---|-------------|--|
| 魚かす粉末      | 一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 12.0<br>窒素全量 4.0<br>りん酸全量 3.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり |             |  |
| 干魚肥料粉末     | 一 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 3.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                         |             |  |
| 魚節煮かす      | 一 窒素全量 9.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり   |             |  |
| 甲殻類質肥料粉末   | 一 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 1.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                         |             |  |
| 蒸製魚鱗及びその粉末 | 一 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 18.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                        |             |  |
| 肉かす粉末      | 一 窒素全量 6.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり   |             | 一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |



|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 肉骨粉 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 窒素全量 5.0<br/>りん酸全量 5.0</li> <li>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</li> <li>二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</li> </ul> |
|-----|--|--|--|

| 肥料の種類                       | 含有すべき主成分の最小量(%)   | 含有を許される有害成分 | その他の制限事項   |
|-----------------------------|---|-------------|--|
| 蒸製てい角粉                      | 一 窒素全量 10.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             | 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。  |
| 蒸製てい角骨粉                     | 一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 15.0<br>窒素全量 6.0<br>りん酸全量 7.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり   |             | 一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 蒸製毛粉<br>(羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。) | 一 窒素全量 6.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり   |             | 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。  |
| 乾血及びその粉末                    | 一 窒素全量 10.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             | 一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 生骨粉                         | 一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 20.0<br>窒素全量 3.0<br>りん酸全量 16.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり<br>可溶性石灰については<br>1.0<br>不溶性石灰については<br>1.0<br>水溶性石灰については<br>1.0 |             | 一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |

| 肥料の種類               | 含有すべき主成分の最小量(%)  | 含有を許される有害成分 | その他の制限事項   |
|---------------------|--|-------------|--|
| 蒸製骨粉<br>(脱こう骨粉を含む。) | 一 窒素全量及びりん酸全量を保証するものにあつては<br>窒素全量及びりん酸全量の合計量 21.0<br>窒素全量 1.0<br>りん酸全量 17.0<br>二 りん酸全量を保証するものにあつては<br>りん酸全量 25.0<br>三 窒素全量又はりん酸全量のほかけい酸、石灰、<br>苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一又は二に掲げるもののほかけい酸、苦土、<br>マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり<br>可溶性石灰については<br>1.0<br>く溶性石灰については<br>1.0<br>水溶性石灰については<br>1.0 |             | 一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 |
| 蒸製鶏骨粉               | 一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 17.0<br>窒素全量 1.0<br>りん酸全量 13.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、石灰、<br>苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほかけい酸、苦土、<br>マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり<br>可溶性石灰については<br>1.0<br>く溶性石灰については<br>1.0<br>水溶性石灰については<br>1.0  |             |  |
| 蒸製皮革粉               | 一 窒素全量 6.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>主成分別表第二のとおり  |             | 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。  |
| よう干蚕蛹粉末             | 一 窒素全量 7.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |  |
| よう蚕蛹油かす及びその粉末       | 一 窒素全量 8.0<br>二 窒素全量のほかりん酸全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>りん酸全量については<br>1.0<br>けい酸、苦土、マンガン又はほう素については<br>主成分別表第二のとおり  |             |  |
| よう絹紡蚕蛹くず            | 一 窒素全量 7.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>主成分別表第二のとおり  |             |  |

| 肥料の種類                              | 含有すべき主成分の最小量(%)   | 含有を許される有害成分 | その他の制限事項 |
|------------------------------------|---|-------------|----------|
| とうもろこしはい芽及びその粉末                    | 一 窒素全量 2.0<br>りん酸全量 2.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |          |
| 大豆油かす及びその粉末                        | 一 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン、又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり |             |          |
| なたね油かす及びその粉末<br>(からし油かす及びその粉末を含む。) | 一 窒素全量 4.5<br>りん酸全量 1.9<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |          |
| わたみ油かす及びその粉末                       | 一 窒素全量 5.0<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |          |
| 落花生油かす及びその粉末                       | 一 窒素全量 5.5<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |          |
| あまに油かす及びその粉末                       | 一 窒素全量 4.5<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |          |
| ごま油かす及びその粉末                        | 一 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |          |
| ひまし油かす及びその粉末                       | 一 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |          |

| 肥料の種類   | 含有すべき主成分の最小量(%)  | 含有を許される有害成分 | その他の制限事項      |
|---|--|-------------|---------------|
| 米ぬか油かす及びその粉末                                      | 一 窒素全量 2.0<br>りん酸全量 4.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                                   |             |               |
| その他の草本性植物油かす及びその粉末（二以上の草本性植物油かす及びその粉末を混合したものを除く。） | 一 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                                   |             |               |
| カボック油かす及びその粉末                                     | 一 窒素全量 4.5<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                                   |             |               |
| とうもろこしはい芽油かす及びその粉末                                | 一 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 1.0<br>二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |               |
| たばこくず肥料粉末   | 一 窒素全量 1.0<br>加里全量 4.0<br>二 窒素全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             | 変性しないものであること。 |
| 甘草かす粉末  | 一 窒素全量 8.0<br>二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり  |             |               |
| 豆腐かす乾燥肥料  | 一 窒素全量 4.0<br>二 窒素全量のほかりん酸全量、加里全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>りん酸全量については 1.0<br>加里全量については 1.0<br>けい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり |             |               |
| えんじゆかす粉末  | 一 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 1.0<br>加里全量 2.0<br>二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                                   |             |               |

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量(%)   | 含有を許される有害成分                                      | その他の制限事項   |
|--|---|--|--|
| 窒素質グアノ   | 一 窒素全量 12.0<br>アンモニア性窒素 1.0<br>リン酸全量 8.0<br>可溶性リン酸 4.0<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、アンモニア性窒素、リン酸全量、可溶性リン酸及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり |  |  |
| 加工家きんふん肥料<br>(次に掲げる肥料をいう。<br>一家きんのふんに硫酸等を混合して火力乾燥したもの<br>二家きんのふんを加圧蒸煮した後乾燥したもの<br>三家きんのふんについて熱風乾燥及び粉砕を同時に行つたもの<br>四家きんのふんをはつこう乾燥させたもの) | 一 窒素全量 2.5<br>リン酸全量 2.5<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量、リン酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン、ほう素又は可溶性硫黄を保證するものにあつては、一に掲げるもののほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり<br>可溶性硫黄については 1.0   | 窒素全量の含有率 1.0%<br>に<br>つき<br>ひ素 0.004             | 水分は 20%以下であること。  |
| とうもろこし浸漬液肥料<br>(コーンスターチを製造する際に副産されるとうもろこしを亜硫酸液で浸漬した液を発酵、濃縮したものをいう。)  | 一 窒素全量 3.0<br>リン酸全量 3.0<br>加里全量 2.0<br>水溶性加里 2.0<br>二 窒素全量、リン酸全量、加里全量及び水溶性加里のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり                             | 窒素全量の含有率 1.0%<br>に<br>つき<br>ひ素 0.004<br>亜硫酸 0.01 |  |
| 食品残さ加工肥料<br>(食品由来の有機質物(食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。)を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。)                                      | 一 窒素全量 2.5<br>加里全量 1.0<br>二 窒素全量及び加里全量のほかりん酸全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>リン酸全量については 1.0<br>けい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり                  |  | 一 油分は 10%以下であること。<br>二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 |

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量(%)  | 含有を許される有害成分                                    | その他の制限事項  |
|--|--|--|---|
| <p>魚廃物加工肥料(原料規格第一中一の項イ又はロに掲げる原料を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。)</p>                                  | <p>一 窒素全量 4.0<br/>りん酸全量 1.0</p> <p>二 窒素全量及びりん酸全量のほか加里全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか加里全量については 1.0<br/>けい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり</p>  | <p>窒素全量の含有率 1.0%<br/>につき<br/>カドミウム 0.00008</p> | <p>一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p> <p>二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p>                                     |
| <p>乾燥菌体肥料<br/>(次に掲げる肥料をいう。<br/>一 専ら原料規格第一中三の項ホ又はへに掲げる原料を使用したもの<br/>二 原料規格第二中十五の項に掲げる原料を加熱乾燥したもの)</p> | <p>一 窒素全量を保証するものにあつては<br/>窒素全量 5.5</p> <p>二 窒素全量のほかりん酸全量、加里全量、けい酸、石灰、苦土、マンガン、ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては<br/>窒素全量 4.0<br/>りん酸全量については 1.0<br/>加里全量については 1.0<br/>けい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり<br/>可溶性石灰については 1.0<br/>く溶性石灰については 1.0<br/>水溶性石灰については 1.0<br/>可溶性硫黄については 1.0</p> | <p>窒素全量の含有率 1.0%<br/>につき<br/>カドミウム 0.00008</p> | <p>一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p> <p>三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p> |

## (3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

| 肥料の種類                                   | 含有すべき主成分の最小量(%) | 含有を許される有害成分   | その他の制限事項   |
|---|-----------------|---|--|
| 副産動植物質肥料<br>(専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものをいう。) | 主成分別表第一のとおり     | 原料規格第一中一の項に<br>掲げる原料を使用したもの<br>にあつては、保証する窒素、りん酸又は加里のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき<br>ひ素 0.01<br>カドミウム 0.00008 | 一 窒素全量、りん酸全量又は加里全量のいずれか一以上を保証したものであること。<br>二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。<br>三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。<br>四 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br>五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。<br>六 登録の有効期間は、三年原料を使用する肥料にあつては三年、三年原料を使用しない肥料にあつては六年である。 |



|  |                    |   |   |
|--|--------------------|---|---|
| <p>混合有機質肥料<br/>(次に掲げる肥料をいう。)</p> <p>一 有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)を混合したもの</p> <p>二 一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの)</p> | <p>主成分別表第一のとおり</p> | <p>保証する窒素、りん酸又は加里のうち最も大きい主成分の量の含有率</p> <p>1.0%につき</p> <p>ひ素 0.01</p> <p>カドミウム 0.00008</p> | <p>一 窒素全量、りん酸全量又は加里全量のいずれか一以上を保証したものであること。</p> <p>二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。</p> <p>三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。</p> <p>四 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p> <p>五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p> <p>六 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。</p> |
|--|--------------------|---|---|

## 五 副産肥料等

(1) 登録の有効期間が三年であるもの

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量(%)    | 含有を許される有害成分  | その他の制限事項  |
|--|--------------------|--|---|
| <p>菌体肥料<br/>(次に掲げる肥料をいう。<br/>一 専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を使用したもの<br/>二 原料規格第二中十五の項に掲げる原料又は当該原料に原料規格第一に掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。)</p> | <p>主成分別表第一のとおり</p> | <p>ひ素 0.005<br/>カドミウム 0.0005<br/>水銀 0.0002<br/>ニッケル 0.03<br/>クロム 0.05<br/>鉛 0.01</p> | <p>一 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。<br/>二 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。<br/>三 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br/>四 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br/>五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p> |

## 七 石灰質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

| 肥料の種類  | 含有すべき主成分の最小量(%)   | 含有を許される有害成分  | その他の制限事項  |
|--|---|--|---|
| 生石灰<br>(マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)                         | 一 アルカリ分 80.0<br>二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>可溶性苦土については<br>8.0<br>可溶性苦土については<br>7.0 |  |   |
| 消石灰<br>(マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)                         | 一 アルカリ分 60.0<br>二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>可溶性苦土については<br>6.0<br>可溶性苦土については<br>5.0 |  |   |
| 炭酸カルシウム肥料<br>(マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)                   | 一 アルカリ分 50.0<br>二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか可溶性苦土については<br>5.0<br>可溶性苦土については<br>3.5     |  | 化学的に生産された炭酸カルシウム以外のものにあつては、1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。 |
| 貝化石肥料<br>(貝化石粉末又はこれにマグネシウムの酸化物若しくは水酸化物を混合し、造粒したものをいう。)       | 一 アルカリ分 35.0<br>二 アルカリ分のほか可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>可溶性苦土 1.0                                     |  |   |
| 硫酸カルシウム<br>(りん酸を生産する際に副産されるものに限る。)                           | 一 可溶性石灰、可溶性石灰又は水溶性石灰のいずれか一について 1.0<br>二 可溶性石灰、可溶性石灰又は水溶性石灰のほか可溶性硫黄を保証するものにあつては<br>可溶性硫黄 1.0             | 可溶性石灰、可溶性石灰又は水溶性石灰の含有率1.0%につき<br>ひ素 0.004<br>スルファミン酸 0.01  |   |
| 副産石灰肥料<br>(非金属鉱業、食品工業、パルプ工業、化学工業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたものをいう) | 一 アルカリ分 35.0<br>二 アルカリ分のほか可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか<br>可溶性苦土 1.0                                     | 一 アルカリ分の含有率1.0%につき<br>ニッケル 0.01<br>クロム 0.1<br>チタン 0.04<br>二 最大限量<br>ニッケル 0.4<br>クロム 4.0<br>チタン 1.5 | 鉱さいを原料として使用するものにあつては、1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。       |

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

| 肥料の種類   | 含有すべき主成分の最小量(%)                                  | 含有を許される有害成分  | その他の制限事項   |
|---|--|--|--|
| <p>混合石灰肥料<br/>(石灰質肥料に、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。)</p> | <p>主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、アルカリ分については5.0</p> | <p>一 窒素を保証し、りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり<br/>                 二 りん酸又は加里のいずれか一を保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり<br/>                 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり<br/>                 四 窒素、りん酸及び加里を保証しないものにあつては、アルカリ分の含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり</p> | <p>一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。<br/>                 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。<br/>                 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。<br/>                 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。<br/>                 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。<br/>                 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。<br/>                 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。<br/>                 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。</p> |

主成分別表第一

|     |                                  |      |
|-----|----------------------------------|------|
| 一   | 窒素全量を保証するものにあつては<br>窒素全量         | 1.0  |
| 二   | アンモニア性窒素を保証するものにあつては<br>アンモニア性窒素 | 1.0  |
| 三   | 硝酸性窒素を保証するものにあつては<br>硝酸性窒素       | 1.0  |
| 四   | りん酸全量を保証するものにあつては<br>りん酸全量       | 1.0  |
| 五   | 可溶性りん酸を保証するものにあつては<br>可溶性りん酸     | 1.0  |
| 六   | く溶性りん酸を保証するものにあつては<br>く溶性りん酸     | 1.0  |
| 七   | 水溶性りん酸を保証するものにあつては<br>水溶性りん酸     | 1.0  |
| 八   | 加里全量を保証するものにあつては<br>加里全量         | 1.0  |
| 九   | く溶性加里を保証するものにあつては<br>く溶性加里       | 1.0  |
| 十   | 水溶性加里を保証するものにあつては<br>水溶性加里       | 1.0  |
| 十一  | アルカリ分を保証するものにあつては<br>アルカリ分       | 5.0  |
| 十二  | 可溶性石灰を保証するものにあつては<br>可溶性石灰       | 1.0  |
| 十三  | く溶性石灰を保証するものにあつては<br>く溶性石灰       | 1.0  |
| 十四  | 水溶性石灰を保証するものにあつては<br>水溶性石灰       | 1.0  |
| 十五  | 可溶性けい酸を保証するものにあつては<br>可溶性けい酸     | 5.0  |
| 十六  | 水溶性けい酸を保証するものにあつては<br>水溶性けい酸     | 5.0  |
| 十七  | 可溶性苦土を保証するものにあつては<br>可溶性苦土       | 1.0  |
| 十八  | く溶性苦土を保証するものにあつては<br>く溶性苦土       | 1.0  |
| 十九  | 水溶性苦土を保証するものにあつては<br>水溶性苦土       | 1.0  |
| 二十  | 可溶性マンガンを保証するものにあつては<br>可溶性マンガン   | 0.10 |
| 二十一 | く溶性マンガンを保証するものにあつては<br>く溶性マンガン   | 0.10 |
| 二十二 | 水溶性マンガンを保証するものにあつては<br>水溶性マンガン   | 0.10 |
| 二十三 | く溶性ほう素を保証するものにあつては               |      |

|  |      |
|--|------|
| く溶性ほう素   | 0.05 |
| 二十四 水溶性ほう素を保証するものにあつては                                   |      |
| 水溶性ほう素   | 0.05 |
| 二十五 一から二十四までに掲げるもののほか可溶性硫黄を保証するものにあつては、一から二十四までに掲げるもののほか |      |
| 可溶性硫黄 1.0  |      |

主成分別表第二

|                |      |
|----------------|------|
| 一 可溶性けい酸については  | 5.0  |
| 二 水溶性けい酸については  | 5.0  |
| 三 可溶性苦土については   | 1.0  |
| 四 く溶性苦土については   | 1.0  |
| 五 水溶性苦土については   | 1.0  |
| 六 可溶性マンガンについては | 0.10 |
| 七 く溶性マンガンについては | 0.10 |
| 八 水溶性マンガンについては | 0.10 |
| 九 く溶性ほう素については  | 0.05 |
| 十 水溶性ほう素については  | 0.05 |

有害成分別表第一

|          |         |
|----------|---------|
| 硫青酸化物    | 0.01    |
| ひ素       | 0.004   |
| 亜硝酸      | 0.04    |
| ビウレット性窒素 | 0.02    |
| スルファミン酸  | 0.01    |
| カドミウム    | 0.00015 |
| ニッケル     | 0.01    |
| クロム      | 0.1     |
| チタン      | 0.04    |
| 水銀       | 0.0001  |
| 鉛        | 0.006   |

有害成分別表第二

|          |          |
|----------|----------|
| 硫青酸化物    | 0.005    |
| ひ素       | 0.002    |
| 亜硝酸      | 0.02     |
| ビウレット性窒素 | 0.01     |
| スルファミン酸  | 0.005    |
| カドミウム    | 0.000075 |
| ニッケル     | 0.005    |
| クロム      | 0.05     |
| チタン      | 0.02     |
| 水銀       | 0.00005  |
| 鉛        | 0.003    |

原料規格第一

| 原料規格第一                         |        |  |
|--------------------------------|--------|--|
| 分類番号                           | 原料の種類  | 原料の条件  |
| 一                              | 動物由来物質 | イ 魚介類(口に掲げるものを除く。)                                 |
|                                |        | ロ 魚介類の臓器を収集したもの(発酵させたものを含む。)                       |
|                                |        | ハ 繊維工業において副産された動物性繊維                               |
|                                |        | ニ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物(魚介類を除く。)                        |
|                                |        | ホ にかわ製造業、ゼラチン製造業又はなめし革製造業(クロムなめし革製造業を除く。)          |
|                                |        | ヘ イ、ハ、ニ又はホを発酵させたもの                                 |
| 二                              | 植物由来物質 | イ 農産物の生産の過程で発生した残さ(植物質のものに限る。)若しくは海藻又はこれらに酵素を加えたもの |
|                                |        | ロ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物                                 |
|                                |        | ハ 廃糖蜜  |
|                                |        | ニ でんぷん製造副産物  |
|                                |        | ホ イ、ロ、ハ又はニを発酵させたもの                                 |
|                                |        | ヘ イ、ロ、ハ又はニを発酵させたもの                                 |
| 三                              | 菌体由来物質 | イ 食料品、飲料又は飼料の製造における発酵副産物                           |
|                                |        | ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物                           |
|                                |        | ハ 食料品用酵母の製造副産物                                     |
|                                |        | ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産物       |
|                                |        | ホ 培養によつて得られる菌体を乾燥したもの                              |
|                                |        | ヘ 培養によつて得られる菌体から脂質又は核酸を抽出したかすを乾燥したもの               |
| 備考                             |        |  |
| 一 動植物質のものに限る。                  |        |  |
| 二 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。    |        |  |
| 三 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。 |        |  |
| 四 排水処理施設から生じた汚泥以外のものであること。     |        |  |

原料規格第二

| 原料規格第二                                |            |   |
|---------------------------------------|------------|---|
| 分類番号                                  | 原料の種類      | 原料の条件   |
| 十五                                    | 食品等工場活性沈殿物 | 別表第三に掲げる業において副産された主産物製造廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの |
| 備考                                    |            |   |
| 一 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。           |            |   |
| 二 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。        |            |   |
| 三 中和又はpHを調整する目的で別表第二に掲げる原料を使用したものを含む。 |            |   |
| 四 排水処理施設から生じた汚泥以外のものであること。            |            |   |

別表第三

- 一 食料品製造業
- 二 清涼飲料製造業
- 三 酒類製造業
- 四 茶・コーヒー製造業
- 五 配合飼料製造業又は単体飼料製造業
- 六 パルプ製造業
- 七 樹脂製造業(パルプを原料として使用するものに限る。)
- 八 発酵工業
- 九 ゼラチン製造業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。)

## 6-2 公定規格に掲げる肥料の種類の内容について

(都道府県知事登録のみ抜粋)

### 1 有機質肥料（動植物質のものに限る。）

(1) 登録の有効期間が6年であるもの

| 肥料の種類                   | 内 容   | 備 考                           |
|-------------------------|---|-------------------------------|
| 魚かす粉末                   | 生魚を煮沸したのち、圧搾して水分及び脂肪の大部分を除いたかすを乾燥粉砕したもの                           | ・未粉末のものは、魚かすとして特殊肥料に指定されている   |
| 干魚肥料粉末                  | 主として生いわしを天日乾燥後粉砕したもの  | ・未粉砕のものは、干魚肥料として特殊肥料に指定されている  |
| 魚節煮かす                   | ダシ干魚の「ダシがら」を取り出して乾燥したもの   | ・鯉節等                          |
| 甲殻類質肥料粉末                | 魚類及び海獣以外の水産動物（かにがら、かにかす、えびがら、干えび、しゃこがら等）を処理した肥料で粉末のもの             | ・未粉末のものは甲殻類質肥料として特殊肥料に指定されている |
| 蒸製魚鱗及びその粉末              | 魚のうろこを集めて乾燥し、無機化を高めるため蒸製したもの                                      |                               |
| 肉かす粉末                   | 食肉加工、皮革なめし工程から副産される肉質部を乾燥又はせん熱して搾油したかすを粉砕したもの                     | ・未粉砕のものは、肉かすとして特殊肥料に指定されている   |
| 肉骨粉                     | と殺場、水産工場等で廃出する肉片、雑骨類を蒸熱、圧搾して油脂分の大半をとった残りを粉砕したもの、又は肉かす粉末と骨粉を混合したもの |                               |
| 蒸製てい角粉                  | ひづめ、角等の加工くずを加圧蒸製後粉砕したもの   | ・未粉末のものは蒸製てい角として特殊肥料に指定されている  |
| 蒸製てい角骨粉                 | ①ひづめ及び角とともに骨を加圧蒸製後粉砕したもの<br>②蒸製てい角粉と蒸製骨粉とを混合したもの                  |                               |
| 蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。） | 動物の毛や羽毛を加圧蒸製後粉砕したもの   |                               |
| 乾血及びその粉末                | 家畜と殺の際の血液を加熱・凝固させ、脱水・乾燥させたもの                                      |                               |
| 生骨粉                     | 生骨ををそのまま乾燥後粉砕したもの   |                               |



| 肥料の種類  | 内容   | 備考                         |
|--|--|----------------------------|
| 蒸製骨粉（脱こう骨粉を含む。）                                  | 生骨を加圧蒸解し、骨油及びたん白質の一部を除去して乾燥・粉碎したもの   | ・未粉碎のものは蒸製骨として特殊肥料に指定されている |
| 蒸製鶏骨粉  | 鶏骨を原料とした蒸製骨粉   |                            |
| 蒸製皮革粉  | 皮革くずを加圧・蒸解して粉碎したもの   |                            |
| 干蚕蛹粉末  | 製糸工場から得られる蚕蛹を天日乾燥し、粉碎したもの  | ・未粉末のものは干蚕蛹として特殊肥料に指定されている |
| 蚕蛹油かす及びその粉末                                      | 蚕の蛹の油をとったかす  |                            |
| 絹紡蚕蛹くず   | 絹糸紡績工場から廃出する絹糸くずと蛹皮、蛹粉等の混合したもの   |                            |
| とうもろこしはい芽及びその粉末                                  | コーングリッツ、コーンフラワー等の製造の際に副産されたもの  |                            |
| 大豆油かす及びその粉末                                      | 大豆を搾油したかす  |                            |
| なたね油かす及びその粉末（からし油かす及びその粉末を含む。）                   | 次の搾油方法よりなたねの種子から油をとったかす<br>①圧搾かす：適度にせん熱して圧搾機にかけ搾油したかす<br>②抽出かす：圧ぺん機にかけた原料をノルマルヘキサン、ベンジン等の溶媒で抽出したかす<br>③圧抽かす：①、②を併用したもの | ・①は残油分が多い                  |
| わたみ油かす及びその粉末                                     | わたの種子を搾油したかす   |                            |
| 落花生油かす及びその粉末                                     | 落花生の種子から落花生油を搾油したかすを粉碎したもの   |                            |
| あまに油かす及びその粉末                                     | あまの種子から冷圧であまに油を採取したかす  |                            |
| ごま油かす及びその粉末                                      | ごまの種子を搾油したかす   |                            |
| ひまし油かす及びその粉末                                     | ひましの種子からひまし油を搾油したかす  |                            |
| 米ぬか油かす及びその粉末                                     | 精米のとき生ずる米の皮部、胚乳の一部及び胚の混合物を搾油したかす   |                            |
| その他の草本性植物油かす及びその粉末（二以上の草本性植物油かす及びその粉末を混合したものを除く） | 大豆、なたね、わたみ、落花生、あまに、ごま、米ぬか以外の草本性植物の種子を搾油したかす  |                            |

| 肥料の種類              | 内容  | 備考            |
|--------------------|---|---------------|
| カポック油かす及びその粉末      | カポックの種子を搾油したかす  |               |
| とうもろこしはい芽油かす及びその粉末 | とうもろこしはい芽油を生産する際に発生する油かす  |               |
| たばこくず肥料粉末          | たばこ製造の際発生するくず及びたばこの茎葉からニコチンを抽出したかすを粉砕したもの   | ・変性しないものであること |
| 豆腐かす乾燥肥料           | おからを乾燥したもの  |               |
| えんじゅかす粉末           | えんじゅのつぼみを原料として医薬品を生産する際に発生するかすを加熱乾燥したもの   |               |
| 窒素質グアノ             | 比較的多量の窒素を含むグアノ  |               |
| 加工家きんふん肥料          | 次に掲げる肥料をいう。<br>①家きんのふんに硫酸等を混合して火力乾燥したもの<br>②家きんのふんを加圧蒸煮した後乾燥したもの<br>③家きんのふんについて熱風乾燥及び粉砕を同時に行ったもの<br>④家きんのふんをはっこう乾燥させたもの                                   |               |
| とうもろこし浸漬液肥料        | コーンスターチを製造する際に副産されるととうもろこしを亜硫酸水で浸漬した液を発酵、濃縮したもの   |               |
| 副産植物質肥料            | 食品工業又は発酵工業において副産されたものであって、植物質の原料に由来するものをいう  |               |
| 混合有機質肥料            | 次に掲げる肥料をいう<br>①登録の有効期間が6年である有機質肥料に登録の有効期間が6年の有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの<br>②①に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの |               |
| 食品残さ加工肥料           | 食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかす。  |               |

(2) 登録の有効期間が3年であるもの

| 肥料の種類   | 内容   | 備考 |
|---------|--|----|
| 魚廃物加工肥料 | 魚荒、いかの内臓その他の魚廃物を泥炭その他動植物に由来する吸着原料に吸着させて乾燥したもの                                      |    |
| 乾燥菌体肥料  | 次に掲げる肥料をいう。<br>①専ら原料規格第一中三の項ホ又はへに掲げる原料を使用したもの<br><br>②専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を加熱乾燥したもの |    |

(2) 登録の有効期間が3年又は6年であるもの

| 肥料の種類    | 内容  | 備考 |
|----------|---|----|
| 副産動植物質肥料 | 専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したもの   |    |
| 混合有機質肥料  | 次に掲げる肥料をいう<br>①有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの<br>②①に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの |    |

## 2 石灰質肥料

### (1) 登録の有効期間が6年であるもの

| 肥料の種類                                  | 内 容   | 備 考                          |
|--|---|------------------------------|
| 生石灰（マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。）       | 粗砕した石灰石を立がまによって1000～1200℃に加熱処理したもの  |                              |
| 消石灰（マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。）       | 生石灰に水を加えて消化したもの   |                              |
| 炭酸カルシウム肥料（マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。） | 次に掲げる肥料をいう<br>①炭酸カルシウムを主成分とする鉱石を微粉碎したもの<br>②石灰乳に炭酸ガスを吹き込んで生成した沈殿を乾燥後粉碎したもの（軽質炭カル） |                              |
| 貝化石肥料                                  | 貝等の地中に埋没堆積し、風化又は化石化した粉末を造粒したもの  | ・未造粒のものは貝化石粉末として特殊肥料に指定されている |
| 副産石灰肥料                                 | 非金属鉱業、食品工業、パルプ工業、化学工業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたもの                                     | ・卵殻（マヨネーズ生産副産物）等を含む          |

### (2) 登録の有効期間が3年又は6年であるもの

| 肥料の種類  | 内 容                                       | 備 考 |
|--------|---|-----|
| 混合石灰肥料 | 石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したもの |     |

# 様式集

# 肥料登録申請書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

## 記

1. 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2. 肥料の種類
3. 肥料の名称

4. 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)

|       |   |           |   |         |   |
|-------|---|-----------|---|---------|---|
| 窒素全量  | ・ | 内アンモニア性窒素 | ・ |         |   |
| りん酸全量 | ・ | 内可溶性りん酸   | ・ | 内水溶性りん酸 | ・ |
| 加里全量  | ・ | 内水溶性加里    | ・ |         |   |

その他の規格

5. 生産する事業場の名称及び所在地

6. 保管する施設の所在地

7. 植物に対する害に関する栽培試験の成績 (別紙のとおり)

8. 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項 (別紙のとおり)

備考

1. 収入印紙は、正本のみに付すること。
2. 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第2条の2に掲げる肥料以外にあっては7を記載しなくてよい。

# 肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

## 記

1. 登録番号 静岡県登録 第 号
2. 登録年月日 年 月 日
3. 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
4. 肥料の種類
5. 肥料の名称



6. 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)

|       |   |           |   |         |   |
|-------|---|-----------|---|---------|---|
| 窒素全量  | ・ | 内アンモニア性窒素 | ・ |         |   |
| りん酸全量 | ・ | 内可溶性りん酸   | ・ | 内水溶性りん酸 | ・ |
| 加里全量  | ・ | 内水溶性加里    | ・ |         |   |

その他の規格

7. 生産する事業場の名称及び所在地

8. 保管する施設の所在地

9. 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項（別紙のとおり）

# 肥料登録事項変更届

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) -

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 変更した<br>年 月 日 | 変更した事項     | 変更した<br>理 由 |
|------|-------|-------|---------------|------------|-------------|
|      |       |       |               | (新)<br>(旧) |             |
|      |       |       |               |            |             |
|      |       |       |               |            |             |
|      |       |       |               |            |             |
|      |       |       |               |            |             |

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく  
肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) -

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 変更した<br>年 月 日 | 変更した事項              |     | 変更した<br>理 由 |
|------|-------|-------|---------------|---------------------|-----|-------------|
|      |       |       |               | 登録証の記載事項<br>に該当するもの | その他 |             |
|      |       |       |               | (新)                 |     |             |
|      |       |       |               | (旧)                 |     |             |
|      |       |       |               |                     |     |             |
|      |       |       |               |                     |     |             |
|      |       |       |               |                     |     |             |

# 相続（合併）に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

下記のとおり相続（合併）により登録を受けた者の地位を承継したの  
で、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項の規定により登録証  
の書替交付を申請します。

## 記

1. 承継した年月日 年 月 日
2. 国内管理人の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地）
3. 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地）

4. 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 |
|------|-------|-------|
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |

※ 生産業者及び輸入業者にあつては2を記載しなくてよい。

# 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

1. 登録番号 静岡県登録 第 号

2. 肥料の種類

3. 肥料の名称

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1. 新しい名称

2. 変更する理由

# 肥料登録証再交付申請書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

下記の登録証を滅失（汚損）したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

## 記

1. 登録番号                      静岡県登録 第                      号
2. 登録年月日                      年                      月                      日
3. 登録の有効期限                      年                      月                      日
4. 肥料の種類
5. 肥料の名称

6. 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%)

|       |   |           |   |         |   |
|-------|---|-----------|---|---------|---|
| 窒素全量  | ・ | 内アンモニア性窒素 | ・ |         |   |
| りん酸全量 | ・ | 内可溶性りん酸   | ・ | 内水溶性りん酸 | ・ |
| 加里全量  | ・ | 内水溶性加里    | ・ |         |   |

その他の規格



# 肥料登録失効届

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) -

年 月 日から下記の肥料の登録は有効期間の満了(生産の廃止)により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

## 記

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 |
|------|-------|-------|
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |
|      |       |       |

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

電話 ( ) -

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり 所有の 工場の  
生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料  
を生産することとしたので、 に先立ちあらかじめ届け出  
ます。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告す  
ることとします。

記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
3. 生産設備を賃借する期間  
( 年 月～ 年 月)
4. 生産の管理責任者

備考

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
3. 記の4については役職名等を記載する。

委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話

今般、別添委託生産契約書のとおり 所有の 工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合は速やかに報告することとします。

記

1. 委託生産を予定している手続き
  - 法第 4 条第 1 項から第 3 項の規定に基づく登録の申請
  - 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録事項変更の申請
  - 法第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく届出
  - 法第 16 条の 2 第 3 項の規定に基づく届出事項変更の届出
2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地
3. 委託により生産する肥料の種類
4. 委託生産に係る契約期間  
( 年 月～ 年 月)

備考

1. 委託生産契約書（写）を添付する。
2. 上記の 4 について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。